

# 入札説明書

## 構内除雪業務

岩手県立総合教育センター

# 入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 委託業務内容

- (1) 委託業務名  
構内除雪業務
- (2) 業務の仕様その他明細  
別添「構内除雪業務仕様書」による。
- (3) 履行期間  
平成 30 年 12 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所  
岩手県立総合教育センター                      花巻市北湯口第 2 地割 82 番 1  
岩手県立生涯学習推進センター              花巻市北湯口第 2 地割 82 番 13

## 2 入札参加者資格

次の全てを満たす者であること。なお、(7) に示す入札参加資格については、岩手県警察本部（警察署）に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号のいずれの規定にも該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 入札日現在で、県営建設工事に係る請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（「昭和 56 年 3 月 27 日告示第 412 号」）第 7 条に規定する名簿の工事種別「土木工事」の資格者として登載されていること。
- (4) 入札説明書 3（1）に定める書類の提出の日から落札決定の日までの期間において岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (5) 入札説明書 3（1）に定める書類の提出の日から落札決定の日までの期間において岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受け

ていない者であること。

- (6) 岩手県に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (8) 県内において、国（公社、公団及び独立行政法人を含む）、県又は他の地方公共団体と、延べ面積15,000平方メートル以上の除雪業務（道路除雪を含む）を平成25年4月1日以降、3月以上継続して履行した契約実績を2件以上有する者であること。
- (9) 除雪機械の運転に必要な免許・資格を有し、かつ除雪業務において2年以上の勤務実績を有する者を除雪作業従事者として配置できること。なお、除雪作業従事者は常勤の自社社員であり、かつ、本件入札参加資格確認時において、引き続き3月以上の雇用関係があること。

### 3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、次の書類を平成30年10月30日（火）午前9時から平成30年11月8日（木）午後5時までの間（休日、土曜日及び日曜日を除く）に15(2)の場所に提出しなければならない。（提出された書類は返却しない。）
  - なお、入札参加者は提出した書類について岩手県立総合教育センター所長から説明を求められた場合には、完全な説明をしなければならない。
  - おって、当該書類の補足、補正は、平成30年11月8日（木）午後5時まで認める。
- ア 入札参加資格審査申請書（別紙「様式第1号」）
- イ 契約実績届出書（別紙「様式第2号」）
- ウ 除雪作業従事予定者名簿（別紙「様式第3号」）
- (2) 入札参加者は、本説明書（仕様書及び別紙業務委託契約書案を含む。以下「説明書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。

### 4 入札の方法等

- (1) 1(1)の件名で単価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された除雪機種種の単価に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第2位までとし、小数点第3以下を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載

すること。

- (2) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。  
なお、金額の訂正はすることができない。  
おって、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (3) 郵送、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 5 代理入札に関する事項

代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

## 6 入札書記載事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示し、押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) あて名（「岩手県立総合教育センター所長 藤岡宏章」とする）
- (3) 入札参加者住所・氏名・印（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載））
- (4) 件名
- (5) 場所
- (6) 入札金額（単価）

## 7 入札及び開札の日時及び場所等

平成 30 年 11 月 15 日（木）午前 10 時 00 分 岩手県立総合教育センター第 1 研修室

- (1) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 8 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除とする。

## 9 入札への参加

3 (1) により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

## 10 入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
- (3) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (4) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

## 11 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本件業務に係る入札公告に示した競争参加資格を証明した書類及び入札書を提出期限までに提出した入札参加者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。
- (5) 落札者の決定後、委託契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しない。

## 12 再度入札に関する事項

- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札を行うものとする。再度入札しても落札者がいない場合も同様とする。
- (2) 開札に立ち会わない競争参加者又はその代理人は、再度入札に加わることが

できない。なお、7（3）により入札場から退去させられた者も同様とする。

### 13 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額とする。

ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証契約を締結したとき、または、落札者が過去2年の間に国（公団含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (3) 契約の条項は別添契約書（案）のとおりとする。

### 14 本説明書等についての確認

- (1) 本説明書等について疑義がある場合には、平成30年10月30日（火）午前9時から平成30年11月8日（木）午後5時までの間に岩手県立総合教育センター総務担当まで照会すること。
- (2) 照会先は15（2）とする。

### 15 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

〒025-0395 岩手県花巻市北湯口第2地割82番1  
岩手県立総合教育センター総務担当  
電話番号 0198-27-2711